

※この法令は廃止されています。

平成十三年経済産業省令第百六号

貿易保険法の一部を改正する法律附則第十  
条第一項の再保険関係に関する省令

貿易保険法の一部を改正する法律（平成十一年  
法律第二百二号）附則第十条第五項の規定に基づ  
き、貿易保険法の一部を改正する法律附則第十条  
第一項の再保険関係に関する省令を次のように定  
める。

（再保険料の納付）

**第一条** 独立行政法人日本貿易保険（以下「日本  
貿易保険」という。）は、貿易保険法の一部を  
改正する法律（以下「改正法」という。）附則  
第十条第一項の規定により再保険関係が成立し  
た保険責任又は再保険責任（以下「保険責任  
等」という。）に係る保険料又は再保険料（以  
下「保険料等」という。）の納付の請求をした  
ときは、経済産業大臣が定める計算方法により  
算定した金額を同項の再保険関係に係る再保険  
料として政府に納付しなければならない。

（保険料等の返還に伴う政府からの支払）

**第二条** 政府は、日本貿易保険が保険責任等につ  
いて保険料等を返還すべきときは、経済産業大  
臣が定める計算方法により算定した金額を日本  
貿易保険に支払うものとする。

（その他）

**第三条** 改正法附則第十条第二項から第四項まで  
及び前二条に定めるもののほか、改正法附則第  
十条第一項の再保険関係については、貿易保険  
法（昭和二十五年法律第六十七号）第五十七条  
の再保険について政府が日本貿易保険と契約し  
た例によるものとする。

**附 則**

この省令は、平成十三年四月一日から施行す  
る。

**附 則**（平成二九年三月二九日経済産業  
省令第百二十八号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行  
する。